釧路市農業委員会委員募集要項

１　募集人数

１８人

２　任用期間

2027 年（令和 9 年）5 月 1 日から 2030 年（令和 12 年）4 月 30 日まで

３　身分

非常勤特別職の地方公務員

４　職務内容

（１）農用地の権利移動、転用、現況証明願に係る現地調査
（２）農地等の利用の最適化に係る指針策定、現地調査、指導及び監視業務
（３）遊休農地の発生防止と解消のため地域農業者との連絡調整
（４）農業者、農地等所有者からの相談対応
（５）農業委員会総会（原則月１回）における許可等の審議及び決定
（６）農業者年金制度への加入促進、普及活動

５　委員報酬

月額４７，０００円（令和８年度）

６　推薦を受ける者及び応募する者（以下、「候補者」という。）の資格

地域農業に識見を有する者､又は､農業委員会所掌事項に利害関係を有しない者で、農地等の利用の最適化に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を行うことができる者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）釧路市に住所を有する者

（２）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者ではないこと

（３）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者ではないこと

（４）釧路市が設置する地方自治法（昭和２０年法律第６７号）第１８０条の５第１項、第２項及び第３項の規定に基づく委員会等（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会）の委員ではない者

（５）地方自治法（昭和２０年法律第６７号）第１８０条の５第６項に該当する者（釧路市に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人（当該普通地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものを除く。）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人）ではないこと

（６）市長、副市長、釧路市職員定数条例（平成１７年１０月１１日条例第４０号）に規定する職員、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第３条第３項第３号に規定する釧路市の嘱託員、同法第２２条の２第１項に規定する釧路市の会計年度任用職員及び同法第２２条の３第１項に規定する釧路市の臨時的任用職員ではない者

（７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でない者

７　推薦及び応募の手続き

（１）規定の様式に必要事項を記入の上、釧路市農業委員会事務局に持参して下さい。
なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので、ご了承下さい。

ア　被推薦者以外の農業者３名以上の推薦による場合
別記第１号様式　釧路市農業委員会委員候補者推薦書（個人用）
別記第３号様式　釧路市農業委員会委員候補者承諾書
別記第４号様式　経歴書

イ　農業者が組織する団体からの推薦による場合
別記第２号様式　釧路市農業委員会委員候補者推薦書（団体用）
別記第３号様式　釧路市農業委員会委員候補者承諾書
別記第４号様式　経歴書

ウ　一般募集
別記第５号様式　釧路市農業委員会委員候補者応募届出書

（２）様式の入手方法
ア　釧路市農業委員会ホームページからのダウンロード
イ　釧路市農業委員会に来局して請求

８　受付期間及び時間

令和８年１１月１１日（水）から令和８年１２月１１日（金）までの土曜日、日曜日、祝日を除く平日午前８時５０分から午後５時２０分まで

※　必要に応じて、募集期間を延長する場合があります。この場合、受付期間終了日以降に釧路市農業委員会ホームページにて発表します。

９　選考方法

釧路市農業委員候補者選考委員会を開催し、提出された資料をもとに資格審査及び選考を行ないます。（必要に応じて面接等を行う場合があります。）

選考結果に基づき候補者を決定し、釧路市議会の同意を得て、結果を通知します。

１０　様式入手、提出先及び問い合わせ先

〒０８５－８５０５　釧路市黒金町７丁目５番地　釧路市農業委員会事務局
電話　０１５４－３１－４５９６（直通）
釧路市ホームページ　http://www.city.kushiro.lg.jp/index.html

※　釧路市ホームページ ＞ 産業・ビジネス ＞ 農業委員会　＞　手続　へとお進み下さい。